

資 料 提 供
令和2年12月9日

和歌山県
自然環境室
辻井・松元 TEL073-441-2779
畜産課
上田・筒井 TEL073-441-2924

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 確定検査陽性について

令和2年12月3日に和歌山市において回収した死亡オシドリについて、鳥取大学にて確定検査を実施したところ、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8 亜型)が検出された旨の報告がありました。

1 経緯

- ・オシドリ1体の死体を回収(12月3日 16時00頃)
- ・和歌山県紀北家畜保健衛生所が簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス陽性と判明
- ・12月3日環境省が、発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定
- ・12月9日鳥取大学が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8 亜型)が検出

2 対応

- ・環境省と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査(鳥類調査、死亡野鳥調査等)を実施する予定。
- ・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載)に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- ・家畜保健衛生所より養鶏業者など関係者等への周知及び指導の徹底を行う。

3 取材について

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【県民の皆様へ】

死んでいる野鳥を見つけた場合には、素手で触れずに、速やかにお近くの県振興局健康福祉部衛生環境課(保健環境課)か県庁自然環境室に連絡してください。

また、鳥インフルエンザのウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。

日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

野鳥の糞が靴の裏や車両に付着することにより、鳥インフルエンザウイルス等が他の地域へ運ばれるおそれがありますので、糞を踏まないよう注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/032500/yasei/bird_flu.html (自然環境室 HP)